

○警察活動に関する積極的な広報の推進について

平成24年8月27日総乙達第7号、
生企乙達第104号、刑企乙達第98号、
交企乙達第81号、公乙達第66号
石川県警察本部長から部課署長あて

対号 平成23年9月1日付け総甲達第5号「警察の真の姿を県民に伝える
戦略的広報の推進について（通達）」

本県では、警察活動への県民の理解と協力を確保するため、対号に基づき、警察の真の姿を県民に伝える戦略的広報（以下「戦略的広報」という。）を推進しているところであるが、警察に関する報道の在り方は、県民の警察に対する印象を大きく左右することから、各種警察活動について積極的な広報を行うことにより、県民に安心を与え、注意を喚起し、県民に対する説明責任を果たすとともに、警察活動に関する県民の理解と協力が得られるよう努めることが必要不可欠である。

よって、対号に基づく戦略的広報の継続推進はもとより、下記に基づき、警察活動に関する積極的な広報を着実に推進されたい。

記

1 報道機関の要望に応じた広報素材の提供等

- (1) 日常の広報業務をはじめ、あらゆる機会を利用して、報道機関が警察に求めている広報素材に関する要望を積極的に聴取すること。
- (2) 把握した報道機関の要望については、関係部門は緊密に連携し、情報の共有を図った上で、要望に応じた広報素材の提供が警察活動に関する県民の理解の促進に資するか否かを組織的に検討すること。
- (3) 要望に応じた広報素材の提供が警察活動に関する県民の理解の促進に資すると認められる場合には、積極的に提供するとともに、警察官・職員に対するインタビュー取材等についても積極的に対応すること。
- (4) テレビ局に対しては、動画素材の積極的な収集と提供に努めることとし、情報通信部門との連携、録画機材の活用、録画機材の操作に習熟した人材の育成等にも配慮すること。
- (5) 報道機関から、密着・個別取材等を求める特集番組・記事についての申込みがあった場合において、当該番組・記事の企画内容が警察活動に関する県民の理解の促進に資すると認められるときには、捜査、その他の警察活動への支障を勘案し、対応の可否を判断すること。また、当該申込みに対応する場合は、県民に無

用な誤解や疑念を生じさせることのないよう、関係部門は連携して、当該番組・記事の責任者と事前事後の調整を図ること。

- (6) (1)から(5)の広報素材の提供等を行う場合には、被撮影者を含む関係者のプライバシーの侵害及び捜査、その他の警察活動への支障を排除するとともに、警察官・職員及びその家族等に危害が及ぶことを防止するよう十分に配慮すること。

2 報道機関への積極的な働き掛け

関係部門は緊密に連携し、警察官・職員が地道に職務に当たる姿、苦勞しながらも地域の犯罪抑止に貢献している姿、あるいは災害警備活動を始めとする第一線の活動が適時適切に報道されるよう、広報素材を発掘し提供するなど報道機関に対して積極的に働き掛けること。

3 様々な媒体の活用

石川県警察ホームページ、I・Pメール、地域コミュニティ情報誌、ポスター、リーフレット、電光掲示板等の媒体を活用して積極的に情報発信するとともに、各種イベントの機会を捉えて積極的な広報を行うこと。

4 報告等

- (1) 組織犯罪、広域犯罪等に係る広報素材の提供等を行おうとする場合には、他の都道府県警察の捜査に影響を及ぼすおそれがあることから、警察本部事件主管課は、事前に警察庁事件主管課と協議すること。
- (2) 報道機関の要望に応じた広報素材を発掘し提供するなど積極的な働きかけを行った広報の実施結果については、その都度、戦略的広報の実施結果と同様、対号の別添第1号様式により報告すること。